

令和6年6月1日

医療法人ふたば会

大船すばるクリニック

「生活習慣病管理料Ⅰ」について

当クリニックでは、患者様の状態に応じ、

28日以上 of 長期の投薬が可能です。

リフィル処方箋を交付することもできます。

院長